

財団法人滋賀県下水道公社に対する指定管理の取消について

1 県の方針

滋賀県は、今年度末を目途に、本県と、財団法人滋賀県下水道公社(以下、「公社」という。)が締結した基本協定を解除し、公社に対する指定管理を取り消す方向で取り組みます。

2 経過

日付	会議名	主な議事
5.16	県常任委員会	指定管理取消について
5.31	公社理事会	市町の意見を反映する場の確保、解散後の維持管理体制
6.25	市町長説明会	〃、解散の利点、前倒理由
7.31	市町長説明会	「下水道調整会議」の設立、骨子案
8.7	自治創造会議	市町の意見を反映する場の確保、解散後の維持管理体制
8.22	市町長説明会	「下水道調整会議」の議事事項、議決方法、設置根拠
10.22	市町長説明会	「下水道協議会」の設置と同協議会の議決方法
11.2	公社理事会	「〃」設置の法的根拠、解散後の維持管理体制
11.5	市長会	「〃」設置、解散後の維持管理体制

3 課題とその対応

(1) 法定協議会の設置について

下水道事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、県・市町が連絡調整を図り、その運営に関する計画を策定する協議会を設立します。

なお、この協議会は地方自治法の規定に基づいて、県と全19市町の議会議決を経て設置いたします。

(2) 維持管理体制について

公社解散後の適切な維持管理体制を確保するため以下の課題に取り組みます。

- ① 公社機能を流域下水道事務所に移管し、管理技術を確実に継承します。
- ② 維持管理委託の発注については、市町の意見をくみ取りながら適切な方法で実施します。
- ③ 適正な運転管理を確保するため、管理受託者に対する運転管理指導や、業務遂行状況の監視を実施する体制を整備いたします。